

運転免許証の眼鏡等の条件解除



～手術や自然治癒等で視力が回復し、「眼鏡等」の条件が不要と

なった方へ～

○「眼鏡等」の条件が付された運転免許を持っている方が、眼鏡やコンタクトレンズを使用しないで運転すると、条件違反となるので、「眼鏡等」の条件を解除する必要があります。

○受付場所

富山市高島6番1 運転免許センター（担当試験係）
問い合わせ先 076 - 441 - 2211（内線241～244）

○受付日時等

月曜日から金曜日（国民の休日、年末・年始を除く）
午後2時～午後3時30分まで（予約及び手数料は不要です。）

○審査方法

実際に視力検査等を行い、下記基準を満たしているか確認します

(ア) 大型一種、中型一種、準中型、けん引一種、第二種免許の方
視力が両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上
深視力検査で3回検査し、平均誤差が2センチメートル以下

(イ) 普通一種、二輪、大特の方

視力が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること又は一眼の視力が0.3に満たない者は、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上

(ウ) 原付、小型特殊の方

視力が両眼で0.5以上であること又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上

○解除の方法

免許証の裏面に解除日、解除事項を記入し、次回の更新時に「眼鏡等」の記載が消えます。



令和〇〇年〇〇月〇〇日眼鏡等解除		富山県公委
備考		
以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。		
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。		
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。		
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。		
3. 私は、臓器を提供しません。		
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》		
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】		
《自筆署名》		
特記欄：	《署名年月日》	年 月 日

